2　第六十条第二項から第四項まで、第六十条の二（第一項第六号及び第九号を除く。）及び第六十条の三（第一項第一号ニ及び第三号を除く。）の規定は前項の許可について、第四十条の七第二項及び第六十条の四から前条までの規定は前項の許可を受けた者（以下「電子店頭デリバティブ取引等許可業者」という。）の電子店頭デリバティブ取引等業務について、それぞれ準用する。この場合において、第四十条の七第二項中「前項の規定により電子情報処理組織を使用に供した者は、当該」とあるのは、「第六十条の十四第二項に規定する電子店頭デリバティブ取引等許可業者は、その店頭デリバティブ取引の業務の用に供する」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十五条の六中「取引所取引許可業者」の下に「、電子店頭デリバティブ取引等許可業者」を加え、「第五十九条第一項の許可を受けた外国証券業者の」を「同項の許可を受けた外国証券業者の」に改める。

第百五十五条の三第二項第三号中「許可を取り消され」の下に「、第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項若しくは第六十条の九第一項の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消され」を加える。

第百五十六条の二十の四第二項第三号及び第百五十六条の二十の十八第二項第三号中「第六十条の八第一項」の下に「、第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」を加える。

第百九十条第一項中「第六十条の十二第三項」の下に「（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）及び第六十条の十四第二項」を加える。

第百九十四条の三中「取引所取引許可業者」の下に「、電子店頭デリバティブ取引等許可業者」を加え、同条第四号中「第六十条の八第一項」の下に「（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第五号中「取消し」の下に「又は第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項の規定による第六十条の十四第一項の許可の取消し」を加える。

第百九十四条の四第一項第七号中「第六十条第一項」の下に「又は第六十条の十四第一項」を加え、同項第八号中「第六十条の八第一項」の下に「（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第九号中「又は第六十条の九」を「若しくは第六十条の九第一項」に改め、「取消し」の下に「又は第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項若しくは第六十条の九第一項の規定による第六十条の十四第一項の許可の取消し」を加え、同条第二項第二号中「第六十条の七」の下に「（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第百九十四条の五第一項中「金融破綻処理制度」を「金融破綻処理制度」に改め、同条第二項中「金融破綻処理制度」を「金融破綻処理制度」に改め、「取引所取引許可業者」の下に「、電子店頭デリバティブ取引等許可業者」を加える。

第百九十四条の七第二項第二号中「第六十条の十一」の下に「（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三項中「第六十条の十二第三項」の下に「（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第百九十四条の十一第一項第一号中「第六十条の二第一項若しくは第三項」の下に「（これらの規定を第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三号中「第六十条の六」の下に「（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四号中「第四十六条の三第一項（第六十条の六」の下に「（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加え、同条第五号中「第四十六条の三第二項（第六十条の六」の下に「（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加え、同条第八号中「第六十条の七」の下に「（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第十号及び第十一号中「第六十条の十一」の下に「（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第十二号及び第十三号中「第六十条の十二第三項」の下に「（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第二百一条中「取引所取引許可業者」の下に「、電子店頭デリバティブ取引等許可業者」を加え、同条第二号中「第六十条第二項」の下に「（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第二百五条の二の三第一号中「第六十条の五」の下に「（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第五号中「第六十条の六」の下に「（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第二百八条中「若しくは取引所取引許可業者」を「、取引所取引許可業者若しくは電子店頭デリバティブ取引等許可業者」に改め、同条第五号中「第四項、第六十条の八第一項」の下に「（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加え、同条第六号の次に次の一号を加える。

六の二　第四十条の七第二項（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）の規定による公表を怠り、又は虚偽の公表をしたとき。

第二百九条第七号中「第六十条の四第二項」の下に「（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

（商品先物取引法の一部改正）

第四条　商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第十四項中「及び外国商品市場」を「、外国商品市場及び取引所金融商品市場（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）」に改める。

第三条第一項ただし書中「（昭和二十三年法律第二十五号）」を削る。

第三条の二第一項ただし書中「（金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）」を削る。

第三百五十四条の二の見出しを「（内閣総理大臣との関係）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　主務大臣は、金融商品取引法第二条第八項第一号に規定する商品関連市場デリバティブ取引に関し、当該商品関連市場デリバティブ取引が商品の生産及び流通に与える重大な悪影響を防止するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、同法に基づき必要な措置をとるべきことを要請することができる。

（金融商品の販売等に関する法律の一部改正）

第五条　金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第三条第七項第二号を次のように改める。

二　第一項に規定する金融商品の販売が金融商品取引法第二条第八項第一号に規定する商品関連市場デリバティブ取引及びその取次ぎのいずれでもない場合において、重要事項について説明を要しない旨の顧客の意思の表明があったとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第四条第十三項及び第十八条の規定　公布の日

二　第一条、次条及び附則第十七条の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三　第三条並びに附則第七条、第九条から第十一条まで及び第十六条の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日